

災害時に手助けを必要とする人の登録申請を受け付けています

市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者が安全・確実に避難するための「本庄市災害時要援護者避難支援プラン」を策定しました。

このプランに基づき、「災害時要援護者登録台帳」への登録申請を受け付けます。

「災害時要援護者避難支援プラン」とは

独り暮らしの高齢者や障害者など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする人に対して、地域が連携して支援を行う制度です。

「災害時要援護者」とは

災害時に自分を守ることが難しいために、地域のみなさんの支援を希望する人です。

支援内容

日頃は声かけなどの見守りを、災害時には、安否確認や避難の手助けなどを避難支援者にお願するものです。

避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

「避難支援者」は、隣近所の人など地域のみなさんにな

ります。

登録申請・登録内容の変更・登録取消しについて

登録を希望する人、登録内容を更新する人は、「本庄市災害時要援護者登録（変更）申請書兼個別支援計画書」に必要事項を記入のうえ、下記の窓口へ提出してください。

施設への入所・転出・死亡等により登録を取り消す場合は、「本庄市災害時要援護者避難支援制度登録台帳取消届出書」を提出してください。

※届出書は窓口で配布又はホームページからダウンロードできます。

※登録された個人情報避難支援以外の目的には使用しません。

お気軽にご相談を

市への相談のほか、民生・児童委員に相談することもで



きます。

*申請・お問い合わせは左記へ

★制度全般に関すること：社会福祉課 ☎1142・FAX ☎1963

★障害者の登録に関すること：障害福祉課 ☎1125・FAX ☎1963

★高齢者の登録に関すること：介護いきがい課 ☎1127・FAX ☎1963

★障害者、高齢者の登録に関すること（総合支所）：市民福祉課 ☎1331（内線313）・FAX ☎1963

高齢者のみなさんの暮らしを援助する制度をお知らせします

事業名	対象者の要件	事業内容	本人負担
緊急通報システム事業	おおむね65歳以上の独り暮らしで、身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上で常時注意を要する人	緊急通報システムを設置	あり
徘徊高齢者探知事業	おおむね65歳以上の在宅の認知症高齢者及びその家族等	GPS機能付きの携帯用端末を貸与	あり
要介護高齢者紙おむつ支給事業	介護保険で要介護4又は5に認定されている60歳以上の在宅生活の高齢者で、失禁の状態にある人	毎月自宅へ紙おむつ等を配送	なし
要介護高齢者介護手当支給事業	介護保険で要介護4又は5に認定されている60歳以上の高齢者を同住所で同居して常時介護している人	月額8,000円を支給（入院・ショートステイ等を16日以上利用した月は支給対象外）	なし
家族介護慰労金支給事業	①～③全てに該当する高齢者を同住所で同居して常時介護している市民税非課税世帯の家族 ①要介護4又は5に認定されてから1年以上経過 ②過去1年間に介護保険サービスを利用していない ③過去1年間に1か月以上継続して入院していない	1世帯に年間10万円を支給	なし

*詳しくは、介護いきがい課 ☎1127へ

新入学児童入学説明会を開催します

入学通知書を送付

今年4月に市内各小学校へ入学する児童（平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の保護者を対象に入学説明会を実施します。

用意 筆記用具、上履き、履物を入れる袋

※入学説明会には保護者のみご出席ください。

対象児童のいるご家庭には「入学通知書」を1月中旬に郵送します。

通知が届かない場合や、詳細については左記へお問い合わせください。

★学校教育課 ☎1149

◆新入学児童入学説明会日程◆

学校名	実施日	受付時間
本庄東小	2月7日(木)	午後1時50分～2時10分
本庄西小	2月1日(金)	午後1時～1時15分
藤田小	2月1日(金)	午後1時～1時25分
仁手小	2月5日(火)	午後1時45分～1時55分
旭小	2月1日(金)	午後1時30分～2時
北泉小	2月8日(金)	午後1時30分～1時40分
本庄南小	2月6日(水)	午後1時30分～1時50分
中央小	2月1日(金)	午後1時20分～1時45分
児玉小	2月8日(金)	午後1時～1時20分
金屋小	2月1日(金)	午後2時～2時15分
秋平小	2月1日(金)	午後1時30分～1時45分
共和小	2月15日(金)	午後1時30分～1時50分

子育て家庭を支援する制度

(特別) 児童扶養手当・児童手当をご存じですか？



★子育て支援課 ☎1130、市民福祉課 ☎1331 (内線316)

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度があります。申請し認定されると、申請した月の翌月分からが支給対象となります。また、各手当は重複して受給することもできます。

	特別児童扶養手当	児童扶養手当	児童手当
内容	精神又は身体に一定の障害がある子どもを育てている人に手当を支給する制度	父又は母と生計を同じくしない子どもを育てている人等に手当を支給する制度	児童の家庭等における生活の安定及び健全育成のために、児童を育てている人に手当を支給する制度
手当を受けることができる人	精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている人 ※子どもが障害による公的年金を受け取ることができる場合、又は施設などに入所している場合は受けられません。	離婚・未婚・死別などの理由により、父又は母と生計を同じくしない子どもを育てている人、父又は母に一定の障害がある子どもを育てている人 ※公的年金を受け取ることができる場合、又は子どもが施設などに入所している場合は受けられません。	中学校修了前（15歳になる日以後の最初の3月31日まで）の児童を育てている人で、家計を支えている人 ※請求者は、保護者のうち、より児童の生計を維持する程度の高い人（所得が高い人）です。 ※公務員の人は職場で申請となります。
月額	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障害の子ども1人につき 月額50,400円 ●中度障害の子ども1人につき 月額33,570円 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども1人の場合 月額41,430円 ●2人の場合 5,000円加算 ●3人以上の場合 1人につき3,000円加算 ※所得に応じた支給停止措置（減額）があります	<所得制限限度額未満の場合> <ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満の児童1人につき 月額15,000円 ●3歳以上小学校修了前 <ul style="list-style-type: none"> ・第1・2子1人につき 月額10,000円 ・第3子以降1人につき 月額15,000円 ●中学生1人につき 月額10,000円 ※第〇子とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童の順番です <所得制限限度額以上の場合> <ul style="list-style-type: none"> ●一律 月額5,000円